

議案第 39 号	市道路線の認定について
道路河川課	天神 19 号線の市道認定を行うに当たり、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるもの。
内 容	<p>【関係法令】 道路法 8 条 1 項及び 2 項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(市町村道の意義及びその路線の認定)</p> <p>第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。</p> <p>2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。</p> </div> <p>【認定路線】 天神 19 号線 三田建設技能研修センター（三田谷公園向かい）北側</p> <p>【認定理由】 天神地区における宅地開発に伴い、地域の交通の用に供するため、開発区域内の道路を市道認定するもの</p>